

中央労働委員会が東芝に差別是正を命令

力を合わせて、働く者の権利を守り

労働条件の切り下げやめさせ
差別のない明るい職場をつくらう

二〇〇四年十一月末、中央労働委員会は東芝の再審査請求を却下して、差別是正を命令しました。

九五年に神奈川県内の十名の労働者は、職場と地域の人たちの支援を受けて「人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会」を結成して差別是正に立ち上がり、二〇〇一年の神奈川県地方労働委員会の命令に続き、中央労働委員会からも全面勝利命令を勝ち取りました。職場、地域の皆さん、ご支援ありがとうございました。

この中労委命令は、組合活動や思想信条による差別、男女差別、派遣やパートへの差別待遇をなくし、賃上げ・サービス残業・処遇制度問題など働く者の生活向上と権利を守るための活動を理由とした差別は違法とし、是正を命じています。



東芝扇会や警察出身者を使って組合に支配介入
労働組合法違反をやめよ

東芝は「法律を遵守する」と定めた東芝事業行動基準を守って、差別争議の解決を決定すべきです。

中労委命令の主な内容

- (1) 東芝は、差別是正を申し立てた10名の労働者の賃金、資格、職群・等級、役職を同期同学歴入社者の中位に是正すること。
- (2) 東芝は、平成6年4月1日以降、是正された資格、役職等に相当する賃金、賞与に是正し、その差額については、年率5分相当額を加算して支払うこと。
- (3) 東芝は、10名に対して謝罪文を渡すこと。
- (4) 東芝が行ってきたことは、特定の思想をもつ従業員の組合活動を嫌い、東芝扇会を活用して、これらの従業員を「問題者」として排除し、その組合活動を弱体化させるために賃金や資格などを差別し、組合に支配介入した不当労働行為である。

神奈川県労働委と中労委の命令書では、本社労働部の230ページの秘密報告書や東芝扇会機関誌、PMD C課長候補研修資料に記載されている違法な労務管理・不当労働行為の実態を厳しく断罪し、会社側証人の「あさがし証言」の多くは採用されませんでした。

東芝ホームページで「企業の社会的責任は、東芝の継続的な発展のベース」と述べている岡村正・東芝社長は、このような違法な実態をすみやかに正すべきです。

東芝争議の全面一括
解決にむけて、
みなさんの大きな
ご支援をお願いします

東芝の職場を明るくする会は、第一次申立人十名の中労委勝利命令につづき、第二次神奈川県労働委申立人九名の早期結審・勝利をめざし、全国の職場での差別是正運動と連帯して運動をすすめています。

さらに、多くの労働組合・民主団体の支援を受け、企業の社会的責任を果たそうとしない東芝を社会的に包囲して、全面一括解決に向けた運動を強化していきます。

いま会社は、差別をテコに労働組合を会社
のいいなりにして、労働条件の切り下げを強
行しようとしています。

働く者の権利を守り差別をなくす闘いへ、
大きなご支援を、心からお願ひ致します。

全労連第14回争議支援中央総行動



全労連、東京地評、神奈川県労働連などの支援を受けて行われた10・29争議支援中央総行動
(東芝本社要請行動 04年10月29日)

人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会 (東芝の職場を明るくする会) 2004年12月

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル

Tel & Fax : 044-533-1408

ホームページ//www.kki.ne.jp/akaruku-tsb/

「東芝 & 人権」で検索して下さい。